

別表第1（第6条関係）

補助事業区分	経費区分	補助対象経費
拠点施設 整備事業	契約一時金	・礼金、権利金（後に全部又は一部が返還されない性質のものに限る。）
	賃借料・共益費	・整備事業実施中に発生する施設の賃借料及び共益費
	整備・改修工事費	・OAフロア、トイレ、内外装、空調設備、間仕切り等の整備・改修費 ・Wi-Fi環境の導入費 ・工事監理費
	什器・備品・設備導入費	・事業運営に必要となる什器・備品の購入及び設置に要する費用（配送料及び空間の快適性を向上させるために必要な什器・備品を含む。） ・Webサイト制作費（ただし、資産計上されるものに限る。）
	セキュリティシステム	・監視カメラ、施錠システム等、セキュリティ実装に要する費用
	バリアフリー	・バリアフリー対応に要する費用
	通信インフラ	・光回線設計、施工費用 ・Wi-Fi構築工事費用
拠点施設 運営事業	運営準備費用	・施設の運営開始前に、準備段階で必要となる以下の費用
	賃借料・共益費	・施設の賃借料及び共益費 ・備品等のリース料、レンタル料
	駐車場借上料	・利用者の駐車場借上料 ※ただし、運営及び維持管理に必要と認める台数分に限る
	人件費	・施設の活性化に直接従事する人材の人件費 ・施設の維持管理に直接従事する人材の人件費 ※有期雇用労働者及びパートタイム労働者を含む
	水道光熱費	・電気代、ガス代、水道料
	通信回線使用料	・電話及びインターネット回線使用料、通話料、付加機能使用料、機器使用料等
	委託料	・清掃、警備等の施設管理に必要な維持管理業務の委託料
	プロモーション費用	・施設利用者を募集するための広告宣伝費（各種デザイン制作、紙ツール印刷・発送、Webサイト制作・運用、記事広告、Web広告及びSNS広告・運用等にかかる費用を含む。） ・パブリシティ獲得等施設の認知度向上のための活動に要する費用

別表第2（第6条関係）

補助事業区分	補助率	補助限度額
拠点施設 整備事業	・4分の3以内	7000万円以内 ※ただし、スモールオフィスのみ整備する場合は5000万円以内
拠点施設 運営事業	①算定起算日から12月まで3分の2以内 ※ただし、運営準備費用は算定起算日までの期間を補助対象期間とする ②13月から36月まで2分の1以内 ※ただし、スモールオフィスのみ運営する場合は起算日から36月まで2分の1以内 ③県からの、新型コロナウイルス軽症者受入施設としての対応要請及び軽症者受入期間の延長要請に対応した施設においては、県からの延長要請に対応した期間と同じ月数を補助対象期間として延長し、その期間の補助率は2分の1以内とする	1500万円以内 ※ただし、スモールオフィスのみ運営する場合は1000万円以内

※補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

※補助対象経費には公租公課は含みません。

別表第3（第9条、第16条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36条。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- 4 暴力団員がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。